

地域計画

策定年月日	令和7年3月11日
更新年月日	令和 年 月 日 (第 回)
目標年度	令和13年度
市町村名 (市町村コード)	日野町 25383
地域名 (地域内農業集落名)	必佐地区 (猫田集落)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	21.7 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	21.7 ha
② 田の面積	21.7 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	- ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	6.3 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	6.3 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	11.1 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	8.8 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

猫田集落では、農業従事者の高齢化により、地権者へ小作地が返還されることが始めている状況がある。現状としては、農事組合法人が主となり、個人の耕作者や地権者が管理できない農地を引き受けている状況であるが、法人の後継者育成が進まないことが課題となっている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

水稲作(飼料米等含む)と法人での麦作が基本的なもので、今後もブロックローテーションを軸にしっかりと生産性の高い農業に努める。荒廃地を出さないよう土地持ち非農家の協力も必要不可欠と考えている。「集落の農地は集落で守る」というスタンスを基本とし、隣接集落等からの入り作を検討する際には、農業組合長を通じ、個別バラバラの話にならないよう進める。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

小規模農家を対象に法人0への農地の集積・集約化を基本にするが、平行して自立(個人経営)出来る農業者も育成する。法人で受け入れ不可能な時は近隣の認定農業者と話し合いを組合長主導とする。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	18 %	将来の目標とする集積率	60 %
--------	------	-------------	------

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

法人での麦作があり、ブロックローテーションを継続し、省力化につながるよう取り組む。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
今後農業経営者の高齢化で、離農(小作地の返還)が予測され継続的な話し合い又、土地所有者と作業を部分的な取組を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方法
地域内で面積が多くなってきた時(法人の経営ができない)農地中間管理機構を通じた農地の貸借を進める(畦畔の管理ができる方に)
(3)基盤整備事業への取組
農地の大区画は土地の形態等により、機械作業の効率化を目指して検討する。(法人の構成員の一人当たり経営面積による)
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
後継者の育成と会社退職(地主)後農業経営に参加を働きかける。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組
今後は農業用機械の老朽化等によりの作業委託(コンバインの作業・トラクター作業)大型機械の価格高による(全体の面積の勘案)

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。 ②猫田地区において、管理協定を早急に締結し、地域の特産物である水稻を段階的に有機農業に切り替えていく。				

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			7年後 (目標年度:令和13年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
利用者		水稻	1.2 ha	— ha	水稻	0.9 ha	ha	A	
利用者		水稻	2.3 ha	— ha	水稻	0.5 ha	ha	B	
利用者		水稻	1.1 ha	— ha	水稻	0.7 ha	ha	C	
利用者		水稻	2.4 ha	— ha	水稻	2 ha	ha	D	
利用者		水稻	0.8 ha	— ha	水稻	0.8 ha	ha	E	
利用者		水稻	1.1 ha	— ha	水稻	1.1 ha	ha	F	
利用者		水稻	0.8 ha	— ha	水稻	0.8 ha	ha	G	
利用者		水稻	1 ha	— ha	水稻	1 ha	ha	H	
利用者		水稻	1.2 ha	— ha	水稻	0.7 ha	ha	I	
利用者		水稻	2.2 ha	— ha	水稻	1.4 ha	ha	J	
利用者		水稻	0.3 ha	— ha	水稻	0.6 ha	ha	K	
利用者		水稻	1.4 ha	— ha	水稻	0.5 ha	ha	L	
利用者		水稻	0.6 ha	— ha	水稻	0.6 ha	ha	M	
利用者		水稻	2.1 ha	— ha	水稻	0.9 ha	ha	N	
集・認		水稻・麦	3.1 ha	— ha	水稻・麦	9.1 ha	ha	O	
認就		施設野菜	0.1 ha	— ha	施設野菜	0.1 ha	ha	P	
計	16経営体		21.7 ha	0.0 ha		21.7 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業体(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業体一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	-	うち計画同意者数(人・%)	-
-------------	---	---------------	---

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

